

地方法人税等のあり方

地方法人課税のあり方等に関する
検討会議 2012.11.27

東京大学経済学研究科
持田信樹

地方法人課税をめぐる状況

- 事業税における外形標準課税の導入
 - 応益税としての税の性格
- 頻繁な制度改正
 - 実効税率の引下げ:5回
 - 分割基準の見直し:2回
 - 地方法人特別税:平成21年度
- 制度改正の背景
 - 法人税の負担水準、偏在性、不安定性

租税競争

- 地方法人税の難点
 - 課税ベースの移動性
 - 水平的な外部性: 近隣窮乏的な租税競争
- 地方法人税の実態
 - 租税競争の兆し: 不均一課税、課税免除
 - 経済協力開発機構(OECD)の指摘
 - *Economic Surveys: Japan 2005*
 - 日本における租税競争の欠如

バード(R.Bird)教授の所説

- 地方法人課税が広範に普及した原因
 - 財産税に比べた税収調達力の高さ
 - 帰着の不明確さ、地域住民の負担回避
- 地方法人税への批判
 - 選別的な課税ベース、**企業立地の歪曲**
- 地方法人税をいかに改革するか
 - 地方企業課税の課税根拠は応益税
 - 「**課税ベースの広い一般応益課税**」

応益型地方法人税

- 課税ベースとしての「**所得型付加価値**」
 - 地方公共サービスの受益に見合う対価
 - 林宜嗣(2008) → 対企業サービス**15.9%**
 - 岩本・濱秋(2006)の実証 → **部分転嫁**
 - 特定生産要素への偏った課税の回避
 - Sullivan(1965), *The Tax on Value Added*
- 応益型地方法人税のメリット
 - 経済的中立性、税率が低い、安定性

外形標準課税の検証(1)

- 受益に応じた「**薄く広い税負担**」
 - 付加価値割と資本割の導入は十分評価できる
- 資本金1億円超の**大規模法人に対象限定**
 - 欠損法人の0.5%、1.3万社
- 対象法人でも、**外形基準の割合が低い**
 - 所得割が税収の76.5%
- **所得課税中心の法人事業税は、一部修正されたが、本質的な部分は変わっていない**
 - 2004年度の外形標準課税では不十分

「税研」持田論文

地方法人税の方向性

- **外形標準の導入**
 - シャウプ勧告以来の懸案の解決か
 - 事業税収入の確保(税込中立)か
- **外形基準の拡大に伴う業種間の税負担格差**
 - 総務省案(平成13年11月)では格差拡大
- **提案(「税研」持田論文)**
 - 地方法人特別譲与税の廃止(復元せず)
 - 代替財源として地方消費税の充実
 - 事業税本体の外形標準化

地方法人特別譲与税

- 「三位一体改革」の負の遺産


- 三位一体改革：税源移譲+交付税削減+補助金整理
 - 不交付団体：超過財源↑、交付団体：一般財源↓
- 超過財源を供出して、地方団体間の水平調整

- 問題点

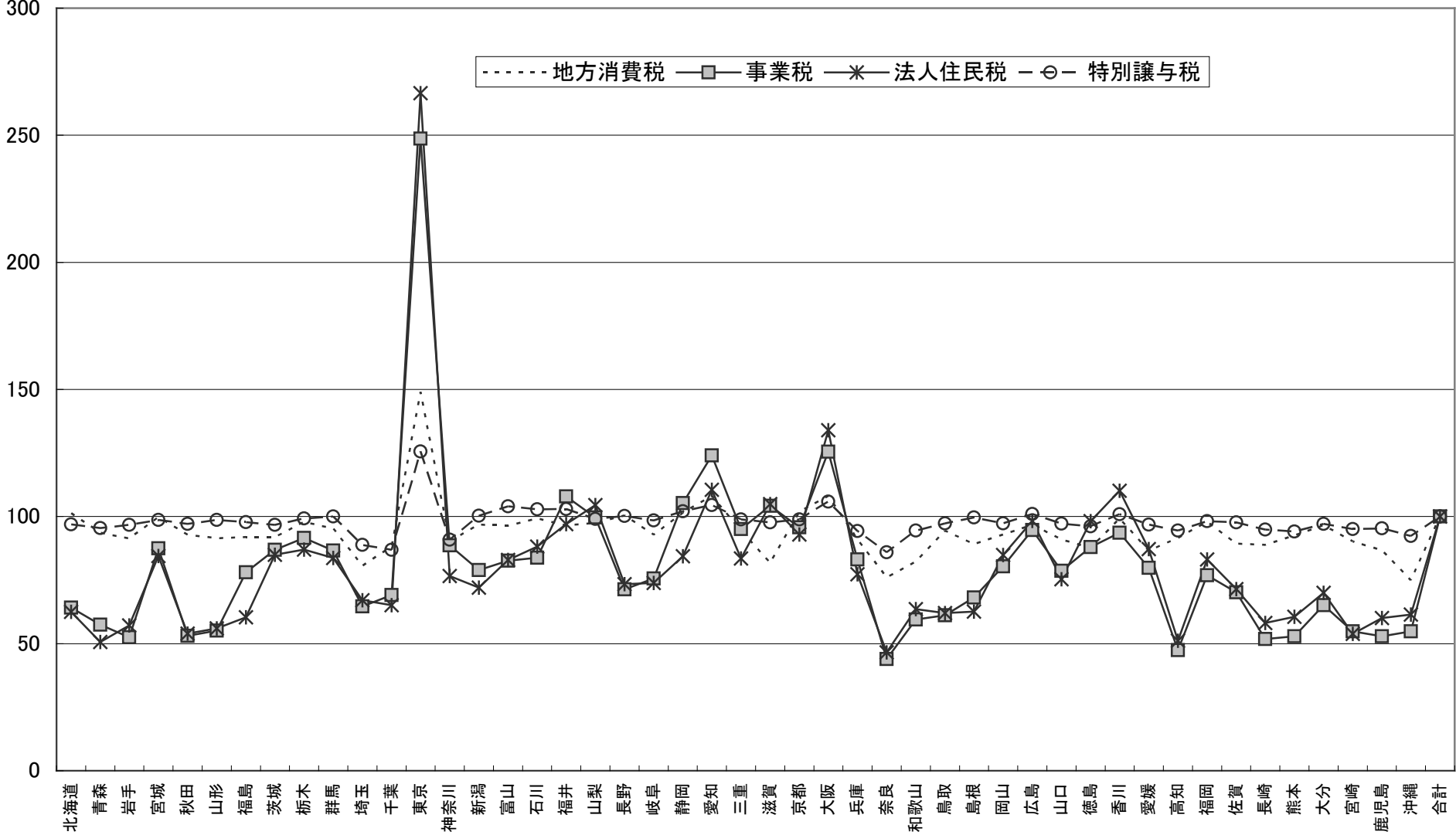
- 地方税の分割基準と財政調整の配分基準の混合
- 特別譲与税廃止→復元せず→交付税原資

第169回国会 参・総務委員会(H22.4.22)
第11号 参考人陳述より

地域的な偏在性

- 地域的な偏在性
 - 法人所得、財産所得 > 雇用所得、最終消費
- 外形標準課税の地域分布 
 - 「付加価値割」に占める給与総額○
 - 「資本割」の偏在性が高い×
- 改革前の事業税と比べて、地域的偏在性は高まる
 - 偏在性の少ない「付加価値割」を充実すべき

都道府県税(人口一人当たり、平均を100とする指数)



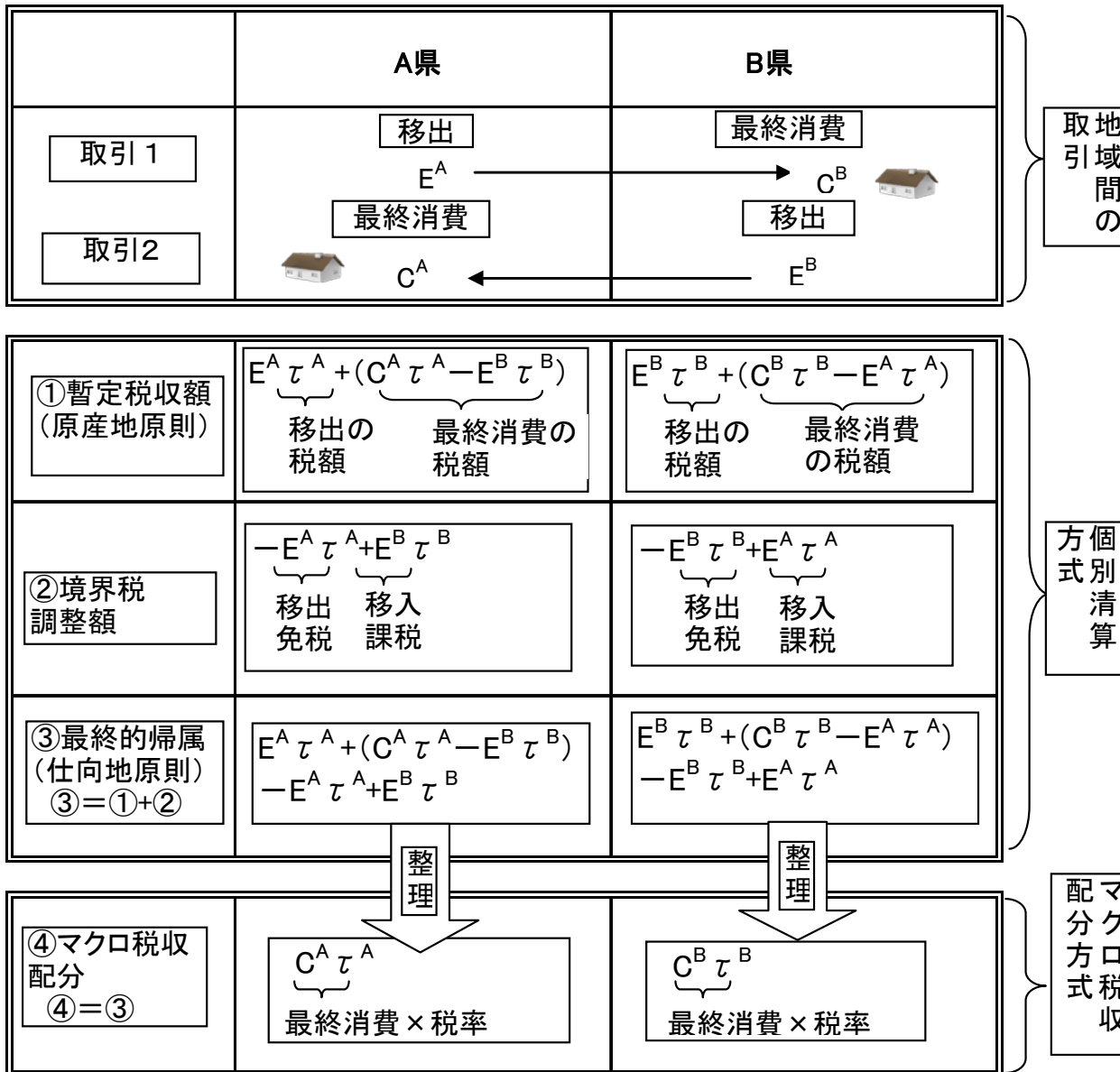
法人事業税

- 分割基準の見直し
 - 平成17年 事務所数と従業員数で分割
 - 最大/最小割合 8.6から6.5へ
 - 事業活動を反映する分割基準にはなっているか
- 地方法人特別譲与税
 - 平成21年 人口と従業者数で譲与
 - 一定の偏在是正効果あり
 - 課税権の配分基準と財政調整の混同

代替財源：地方消費税

- 原産地原則 例：ブラジル ICMS
- 仕向地原則
 - ○資源配分に中立、× 地方政府は境界税調整不可
- 境界税調整なき仕向地原則
 - 税額控除精算方式
 - 繰延べ支払い方式 例：EU、ケベック売上税（QST）
 - マクロ税収配分方式 例：カナダ協調売上税（HST）
- 地方消費税は、マクロ税収配分方式の簡易型

持田・堀場・望月(2010)『地方消費税の経済学』より



マクロ税収配分のイメージ

A 均一税率

区分	地方消費税 の清算対象 額 a	消費に相 当する額 b	税率 c	b×cの シェア d	清算後の 額(48× d) e	差引 (支払 額)
A県	22	400	4%	0.33	16	-6
B県	8	500	4%	0.42	20	12
C県	18	300	4%	0.25	12	-6
計	48	1200	-	1	48	0

B 税率が異なる場合

区分	地方消費税 の清算対象 額 a	消費に相 当する額 b	税率 c	b×cの シェア d	清算後の 額(50× d) e	差引 (支払 額) f
A県	1	400	2%	0.16	8	7
B県	28	500	6%	0.60	30	2
C県	21	300	4%	0.24	12	-9
計	50	1200	-	1	50	0

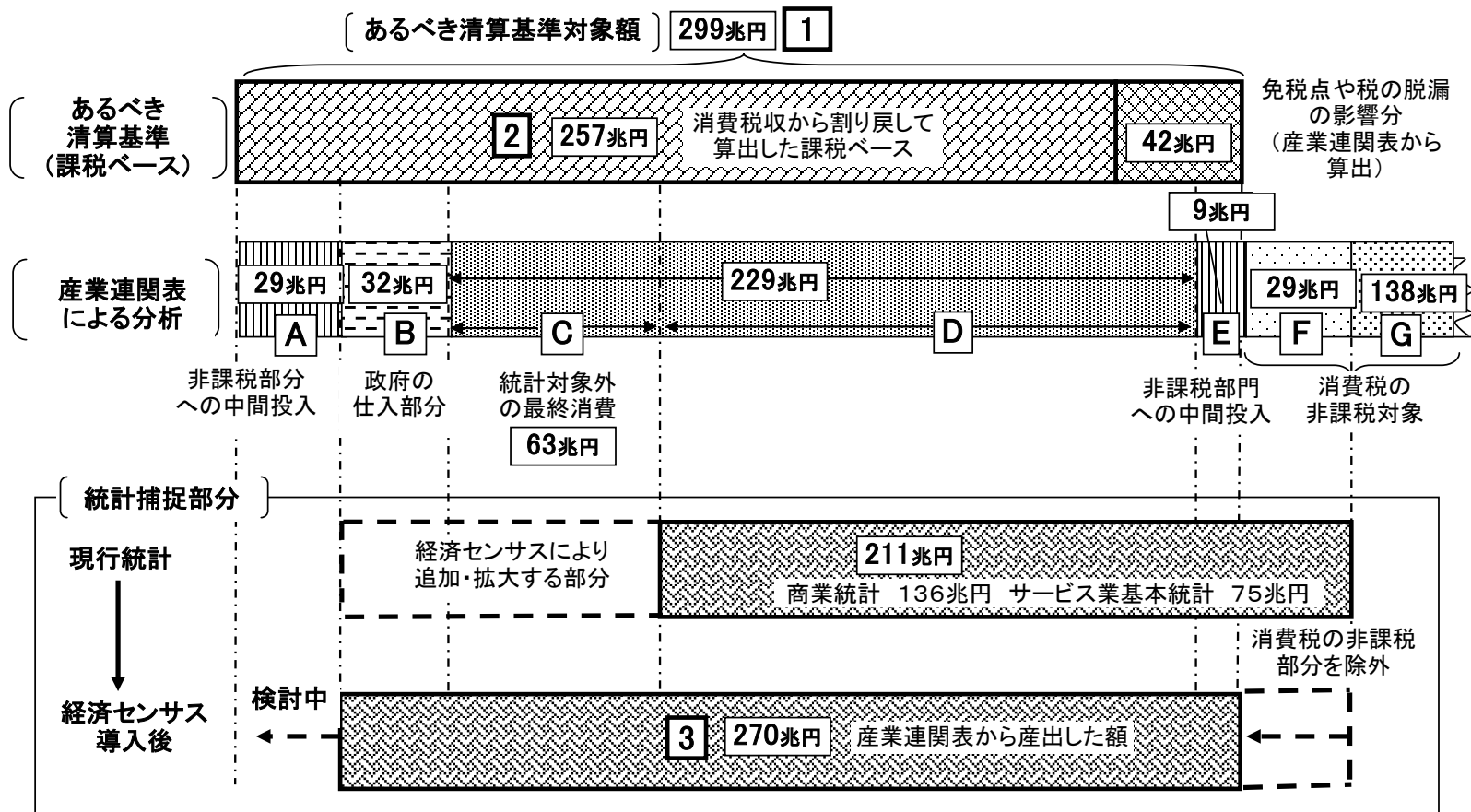
(注) 取引1: A県(100)⇒B県(150)⇒C県(300)

取引2: C県(200)⇒B県(250)⇒A県(400)

取引3: A県(300)⇒C県(400)⇒B県(500)

地方消費税の清算基準

産業連関表を用いた推計結果

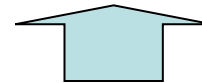


(出所)『地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書』

地方交付税

- 財源調整機能

- 一般財源 = 地方税 + (基準財政需要 - 0.75 × 地方税)
 - = 基準財政需要 + 0.25 × 地方税



交付税の財源調整対象外

- 偏在是正効果のジレンマ

- 留保財源率の引下げ ⇔ 地方団体の徴税インセンティブ
 - **一律**の留保財源率ではなく、**多様性**を検討すべき